

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川下流総合管理所長 藪田 和也
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 吉野川下流総合管理所消防用設備等保守点検業務(オープンカウンター方式による)
2 業 務 場 所 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250-22 独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 外
3 業 務 期 間 契 約 締 結 の 翌 日 から 令和9年3月10日まで
4 内 容 等 本件は、吉野川下流総合管理所外施設における消防用設備等の保守点検を行う
ものです。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見 積 参 加 要 件 本店、支店又は営業所が徳島県に所在すること。
なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限りします。
2) 提 出 方 法 FAX、電子メール、持参又は郵送による。(※FAX番号メールアドレスは、4)に記載)
3) 見 積 書 提 出 期 限 令和8年10月5日 12:00 まで
4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 総務課
FAX番号 088-624-7743 電子メールnyukei_yoshikaryuu@water.go.jp
5) 担 当 者 総務課 黒田
6) 質 問 書 提 出 期 限 令和8年9月28日 12:00 まで
7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年10月6日12時までとします。
9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積の無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積を辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。

FAX 送信先 0 8 8 - 6 2 4 - 7 7 4 3

メール送信先 nyukei yoshikaryuu@water.go.jp

※ 見積徴取に参加される方は、必ず本書を送付してください。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川下流総合管理所長 藪田 和也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年9月17日に交付された「吉野川下流総合管理所消防用設備等保守点検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

◇仕様書ダウンロード用パスワード fire equipment

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。